

提案書

平成 21年2月9日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
代表取締役社長 やまだ りゅうじ 山田 隆持

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別添のとおり提案します。

本提案書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
経営企画部  
電話番号：  
メールアドレス：

# 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」当社意見

平成20年2月9日  
株式会社NTTドコモ

1. 規制の基本的枠組みについて	・・・1
(1) 第二種指定電気通信設備規制レベルの在り方	
(2) 第二種指定電気通信設備規制対象の在り方	
(3) 議論に必要な情報公開	
2. 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の規制差異の在り方	・・・3
(1) 基本的考え方	
(2) 接続約款の届出制見直しの是非について	
(3) アンバンドル規制の在り方	
3. 接続料算定の透明性確保	・・・5
(1) 「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法の明確化	
(2) 規則会計(電気通信事業会計・接続料会計)の導入	
4. ローミングのルール化	・・・6
5. 通信プラットフォーム機能のオープン化	・・・7
6. 紛争処理機能の強化	・・・8
7. 不当に高額な接続料について	・・・8
8. ビル&キープ方式について	・・・9
9. 固定・移動の融合等における接続の在り方	・・・9

<本意見書に関する連絡先>  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
経営企画部  
電話番号：  
メールアドレス：

# 「接続ルールの在り方」に対する当社意見(1/9)

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
<p>P1</p> <p>1. モバイル市場の公正競争環境の整備</p> <p>・二種指定設備制度は01年より導入。当時と比較し、携帯電話は、ビジネス展開上・日常生活上のインフラとして、重要性・不可欠性が著しく高まっている。</p> <p>・MVNOとの接続や新規参入事業者が増加する中、接続料や接続条件の透明性向上等を求める意見や紛争が生じている。</p>	<p>1. 規制の基本的枠組みについての当社意見</p> <p>(1) 第二種指定電気通信設備規制レベルの在り方(詳細は2項参照)</p> <p>◆接続における「最低限の担保措置」としての第二種指定電気通信設備規制は現状レベルの維持を基本とし、不可欠設備としての第一種指定電気通信設備と同等な規制を課すことは、合理的でないばかりか、国際競争力に悪影響を及ぼす懸念があるものとして必要性が無いものと考えます。</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備規制対象の在り方</p> <p>◆有限希少な周波数が割当てられているという携帯電話特有の事情を踏まえ、適正かつ円滑な接続の確保の観点から、現状の第二種指定電気通信設備制度の規制レベルについて、特定の携帯事業者を適用対象とするのではなく、下記の理由により全ての事業者に適用することが適当であると考えます。</p> <p>① 市場環境の変容と全携帯事業者との接続・連携ニーズの拡大</p> <p>・周波数の追加割当を受けた新規参入やMVNOの急速な拡大など、多くの新規参入事業者が出現するとともに、通信プラットフォームを介したコンテンツ事業者との連携等、携帯ビジネスが拡大・多様化しており、携帯電話を取り巻く市場環境が大きく変容しております。そのような中、全携帯事業者と同様なスキームでの接続・連携等を図るニーズが拡大し、現行のシェアに基づく非対称規制は馴染まなくなりつつあります。</p> <p>実際、これらの状況を踏まえ、MVNO提供にあたって、全携帯事業者を対象に「卸電気通信役務に関する標準プランの策定等の情報開示並びにMVNOに対する一元的な窓口の明確化・公表の要請」(平成20年5月19日)がなされ、通信プラットフォーム研究会報告書においても「各レイヤーのプレーヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進めることが必要」とされ、全携帯事業者に対する同一の扱いが示されたところです。</p> <p>② ネットワークレイヤにおける競争の進展並びに市場支配力の変化</p> <p>・携帯電話は、従来の周波数割当を受け、自らネットワーク設備を保有する事業者同士の競争が進展する一方で、ネットワーク設備を保有するMNO事業者と保有しないMVNO事業者との競争が拡大しつつあります。</p> <p>・また、ネットワーク設備を保有する事業者の間においても、特にMNP以降の競争の激化に伴うシェア変動が大きく、当社の市場支配力は、第二種指定電気通信設備制度規制導入時点と比し、相対的に低下しつつあります。</p> <p>③ 携帯電話の接続を巡る課題並びにユーザ利便性への悪影響</p> <p>・MVNOを巡る紛争はあったものの、総務大臣裁定以降、当社はMVNOも含め、接続に前向きに取り組んでおります。</p> <p>・携帯電話は世界的に技術革新や設備の高度化が急速に進展しており、日本においてもこれらに対応する必要があることから、コスト的に一定の制約があるものの、当社は接続料金の低廉化を図ってきており、海外事業者と比較しても遜色ない水準にあります。この点はユーザ料金についても同様です。</p> <p>・一方、携帯事業者の接続料の問題として、過去における低減化の取組みの差異から、規制対象事業者とその他の事業者の接続料水準の格差が拡大しつつあります。その結果、着信先によらない統一的なユーザ料金設定の維持が困難となり、ユーザ利便性を損なう恐れがあります。(詳細は3項参照)</p>	<p>別紙1,2</p> <p>別紙3,4</p> <p>別紙5,6,7 別紙 8,9,10 別紙11, 12,13,14</p>

## 「接続ルールの在り方」に対す当社意見（2/9）

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
	<p>④「最低限の担保措置」としての第二種指定電気通信設備規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話市場における第二種指定電気通信設備制度は、公正な競争環境を整備し、適正かつ円滑な接続を確保するという観点から「市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置」として導入されたものです。</li> <li>・その導入意図に照らし、第二種指定電気通信設備事業者に課せられる適正な接続料金の算定及び接続約款の作成・公表等は何ら特別なものではなく、むしろ全事業者が遵守することが望ましい規制と位置付けられるべきものであり、事業者により扱いに差を設ける必然性はないと考えます。</li> </ul> <p>⑤ 主要諸外国においても非対称的な規制は存在しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州においては当初は25%シェア基準でSMP(Significant Market Power)事業者を指定していたところですが、2003年以降、携帯着信における支配力の観点から、全ての携帯事業者がSMP事業者に指定されたところです。米国においては、そもそも携帯電話に着目した規制の枠組みはありません。この様に、主要諸外国において、特定の携帯事業者に対する非対称的な規制は存在しない状況にあります。</li> </ul> <p>(3)本検討にあたっての御願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆第二種指定電気通信設備を設置する事業者は接続料水準を公表しているものの、それ以外の事業者は公表していないことから、今回の接続ルール見直しにあたり、有効かつ適正な議論をなし得るか懸念されます。従って、各事業者とも議論に必要となる情報を同等にオープンにするようご配慮頂きたいと考えます。</li> </ul>	別紙15

# 「接続ルールの在り方」に対する当社意見(3/9)

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
1. モバイル市場の公正競争環境の整備		
<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証</p> <p>P1 1) 一種指定制度と二種指定制度の規制根拠と規制差異 (接続約款の認可制・接続会計の整理義務等)</p>	<p>2. 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の規制差異の在り方</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>◆ 第一種指定電気通信設備制度は、設備の不可欠性に起因した規制である一方、設備の代替性が確保されていることから、不可欠設備に該当しない携帯電話に対して、同等な規制を課すことは合理的な論拠を欠くものと考えます。むしろ1項で述べた通り、第二種指定電気通信設備の規制レベルについて、全ての携帯事業者に課すべきと考えます。その理由は以下の通りです。</p> <p>① 携帯電話設備は不可欠設備に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧倒的なシェアを有する加入者回線との接続が、「他事業者の事業展開上、不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠」(「接続ルールの基本的な在り方について」答申(平成8年12月9日))とされた第一種指定電気通信設備とは異なり、第二種指定電気通信設備は、ネットワークの代替性が存在していること等の理由により、「不可欠設備とは言えない」(「接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日))とされているところです。現在に至るまでその状況に特段の変化はありません。</li> </ul> <p>② 主要諸外国においても日本と同等レベルの規制が適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要諸外国においても、現状の日本と同様、不可欠設備である固定電話への規制とそうでない携帯電話への規制では総体的にレベルが異なっていて、それぞれ日本とほぼ同等、若しくは日本を超えないレベルの規制が適用されているものと認識されます。</li> </ul> <p>③ 国際競争力への支障の懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に日本のみ、固定電話と携帯電話の規制格差を解消し、携帯電話への規制を片務的に突出して強化することは、ボーダレス化、グローバル化が急速に進展しつつある携帯電話市場において、国際競争力への支障など国益を損なう恐れが大きいものと考えます。</li> </ul> <p>(2) 接続約款の届出制見直しの是非について</p> <p>◆ 届出制については「手続の簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待される」(「接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日))とされているところですが、今後ますます多様化が進み、変化が見込まれる携帯電話市場においては、接続約款についても手続が柔軟かつ弾力的に行える現行の届出制が望ましく、見直す必要が無いものと考えます。</p>	<p>別紙1,2</p> <p>別紙 15,16</p>

## 「接続ルールの在り方」に対する当社意見（4/9）

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証</p> <p>P2 2) アンバンドルの考え方や標準的POIを整理し、必要な仕組みを設ける</p>	<p>(3) アンバンドル規制の在り方</p> <p>◆ 携帯電話に対し、不可欠設備である固定電話と同様なアンバンドル規制を導入する必要性はないと考えます。その理由は以下の通りです。</p> <p>① 不可欠設備を前提としたアンバンドル規制導入の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンバンドル規制については、「他事業者がサービス提供上必要であり、またこれを利用できない場合にサービスの提供が阻害されるおそれがあると判断されるものについては、当初からアンバンドルとして規定し、特定事業者(不可欠設備を設置する事業者)に提供を義務付けることが適当」(「接続ルールの基本的な在り方について」答申(平成8年12月9日))との基本的考え方に基づき、導入されたものです。</li> <li>・また、その規制の内容としては、ネットワークの各機能を予め法令に定義付け、接続約款において接続料を含む提供条件を定めるというものです。</li> <li>・設備の代替性が確保され、不可欠設備に該当しない携帯電話に対し、事前規制としてアンバンドルを導入する必要性は認められません。</li> </ul> <p>② 協議により合意形成を図るのが基本。仮に、合意がなし得なくても、事後的な対処で十分対応可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの各機能へ接続要望があった場合、関係事業者間で真摯な協議を行い、合意形成を図るのが基本と考えます。このような意味からは、事前規制としてアンバンドルを導入する意義は無いものと考えます。仮に事業者間の見解の対立により合意形成が図られなかった場合でも、事後的に紛争処理スキームで解決するという現行の仕組みで十分対応可能と考えます。</li> </ul> <p>③ ネットワーク設備の弾力的な構築・高度化への支障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンバンドル規制は、国が事業者のネットワークの設備形態・方式等を予め定義する必要がありますが、こうしたことは、技術革新や設備の高度化が急速に進展し、かつ、設備の代替性が確保されている携帯電話事業には馴染まず、事業者がネットワーク構築の自由度を確保し、主体的かつ弾力的に進めることが最も効率的であると考えます。</li> </ul> <p>④ 主要諸外国においても携帯電話にアンバンドル規制は存在しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要諸外国においては、携帯電話設備について、日本と同様なアンバンドル規制を導入している事例はありません。</li> </ul> <p>そもそもMVNOを含めた相互接続義務についても、欧州では「適切なアクセス要求への対応」とされ、米国でもビジネスベースの合意を要するものとされていることから、日本における接続義務(電気通信事業法第32条)よりも緩やかな規制であると認識されます。</p>	<p>別紙15</p>

# 「接続ルールの在り方」に対する当社意見（5/9）

総務省からの課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証</p> <p>P2 3)接続料算定の透明性向上のため、「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法を明確化</p>	<p>3. 接続料算定の透明性確保</p> <p>(1)「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法の明確化</p> <p>◆ 接続料の算定方法の明確化を図ることに賛同致します。なお、その適用にあたっては、全ての携帯事業者を対象とすることが必要であると考えます。</p> <p>全ての携帯事業者に同一レベルの規制を課すべきとする見解については、1項で述べた通りですが、中でも接続料の算定の統一化・明確化の必要性については、以下の通りです。</p> <p>① 携帯事業者各社の接続料水準の問題点並びにユーザ利便性への悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、第二種指定電気通信設備制度導入の趣旨に鑑み、電気通信事業会計に基づき接続料算定を適正に行うことで、毎年度接続料の低減化を実現しているところです。</li> <li>・ また当社では、料金の分かりやすさや発信ユーザが着信事業者を選べず、番号ポータビリティ導入以降、番号による識別も出来ない状況を踏まえ、ユーザ利便性の観点から着信事業者によらない統一的なユーザ料金を提供しているところではありますが、各携帯事業者の接続料水準が区々となっており、かつ、その格差が広がっている現状ではその料金体系の維持が困難になりつつあります。それら接続料水準格差の主たる要因として、接続料の算定方法の統一化・明確化が図られていないことが挙げられます。</li> <li>・ 事実、規制を受けていない一部の携帯事業者の接続料が不当に高額なのではないかとの懸念があります。</li> </ul> <p>② 接続料の算定方法の統一化・明確化は全ての携帯事業者が遵守すべき内容であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各携帯事業者が接続にあたり受取・支払を行う接続料水準は、規制対象か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、片務的な関係は公正な競争を阻害するものであると考えます。従って、算定方法の統一化・明確化にあたっては、全ての携帯事業者を対象とすることが必要であると考えます。</li> </ul> <p>③ 欧州における接続料格差解消の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州においても、事業者間の接続料の格差の解消が図られているところです。</li> </ul>	<p>別紙11</p>
<p>4)接続料算定の透明性・検証可能性向上のため、規制会計(電気通信事業会計・接続会計)を導入</p>	<p>(2) 規制会計(電気通信事業会計・接続会計)の導入</p> <p>◆ 接続料算定方法の透明性向上を図る以上、その算定方法に基づいた算定が行なわれているか否かを検証することは必要と考えます。</p> <p>◆ その際の留意点として以下の点を考慮する必要があると考えます。</p> <p>① 規制会計の具体的な制度設計にあたっては、接続料算定の検証という目的に照らし、電気通信事業会計をベースとし、また、社外への公表の実施にあたっては、重要な経営情報が含まれず、また必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないよう、配慮することが必要であると考えます。</p> <p>② 接続料算定の検証についても、前項(3(1))と同様、全ての携帯事業者を対象とすることが必要であると考えます。</p> <p>③ ①、②について、接続料算定に必要なコスト情報を規制当局に提示しているフランス等においては、全ての携帯事業者を対象とするとともに、公表義務は課していません。</p>	<p>—</p>

# 「接続ルールの在り方」に対する当社意見(6/9)

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
<p>(2)NWインフラの活用</p> <p>P2~3</p> <p>1)ネットワークインフラの活用を図ることは新規参入は事業展開を容易にする一方、周波数割当事業者は自ら設備構築し、事業展開を行うことが原則。この点を踏まえ、</p> <p>1. 鉄塔等の設備の共用ルールの整備、</p> <p>2. ローミングの制度化を検討</p>	<p>4. ローミングのルール化</p> <p>◆ローミングのルール化そのものは否定しませんが、仮にルール化を図る場合には、周波数割当を受けた事業者は自ら設備構築することが原則であり、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象(既存事業者への提供を強いられない)とする時限的な措置であること、並びに同等の設備を有する既存事業者全ての取組みとすることについて、明確化が必要であると考えます。その考え方は以下の通りです。</p> <p>(1)設備構築の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「移動体通信事業は限られた周波数の割当てを受けて行うものであることから、原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることを求める」(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案等に対する総務省の考え方(平成18年7月27日))とされていることから、本提案募集に記載されている通り、公共の財産である周波数の割当を受けた事業者は自らの責任で設備構築し、事業を行うことが前提であると考えます。</li> </ul> <p>(2)エリアの競争上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、携帯電話のエリア展開は、ユーザがキャリアを選択する上で極めて重要なファクターとして競争状況を左右するものと言っても過言ではありません。それを踏まえ、各携帯事業者が自ら設備構築することで、健全な設備競争が図られているものと認識しております。</li> </ul> <p>(3)新規参入事業者の扱いとルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、新規参入事業者はエリア展開にハンディを負っていることから、一定期間、公正競争の観点からローミングによりエリアを補完することには、一定の合理性があるものと考えます。</li> <li>・当社は新規参入事業者のエリア補完のため、ローミングを既に実施しているところですが、ローミングの実施にあたっては、ビジネスベースでの合意形成を基本とすべきであると考えます。</li> <li>・但し、昨今ローミング提供を巡り、事業者間の考え方の違いが顕在化しつつあることから、無用なトラブル回避の観点から、ローミングのルール化についても検討の余地はあると考えます。</li> </ul> <p>(4)ローミングのルール化にあたっての条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に、ローミングのルール化を行う場合、設備構築インセンティブ・健全な設備競争維持の観点から、下記の条件を明確にする必要があります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①周波数割当事業者は自ら設備構築し、事業展開を行うとの原則を明確にした上で、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象(既存事業者から提供を強いられない)とし、その免許条件で課されたエリア構築が完了するまでの間(3Gの場合、認定日より5年以内にカバー率50%)の時限的な措置として位置付けること。</li> <li>②「競争の最重要ファクター」である設備を提供すること、並びに効率的に設備を設置しうる都市部よりも、高コストになりがちなルーラルエリアの設備を提供する要望が中心となると考えられることから、提供側についてもメリットを生じさせるwin-winの関係構築を基本とすること。</li> <li>③周波数割当の理念や、既存携帯事業者間では同等の設備を有するものとして設備の代替性が確保されている点等を踏まえ、かかるルールを第二種指定通信設備を設置する事業者に限定する合理的な論拠はなく、全ての既存携帯事業者を対象とすべきこと。</li> </ol> <p>(5)主要諸外国においても既存事業者への提供に係る規制は存在しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国においては、競合他社に対し、周波数割当を受けていない地域へのローミング提供義務はあるものの、周波数割当を受ける同一地域への提供義務は課されておられません。</li> </ul>	<p>別紙17</p> <p>別紙18</p> <p>別紙15</p>

# 「接続ルールの在り方」に対する当社意見(7/9)

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
	<p>・欧州では、一部の国(スペイン等)において、必ずしもシェアの高い事業者のみを対象とするものではなく、かつあくまで新規参入事業者に限りローミングの提供を義務付けられておりますが、それ以外の国では規制は無いものと認識しております。</p> <p>◆なお、鉄塔等の設備の共用については、事業者が自らのエリア構築により競争に伍している中で、社会的な要請等を踏まえ、景観対策や公共性を有する場所等を対象に事業者による自主的な取組みにより進められており、新規参入事業者の参画も得て実施しているところです。従って、現状、あえてルール化が必要だとは考えられず、事業者間の合意に基づく現行の取組みで対処可能であると考えます。</p>	
<h3>3. 通信プラットフォーム(PF)市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</h3>		
<p>(1)通信PFのオープン化</p> <p>P8~9 1)移動網の通信PF機能 ①二種指定設備事業者の設備・機能として、新たにPF機能を追加</p> <p>②機能に着目して、新たに二種指定設備の対象とすることが必要な設備</p>	<p>5. 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>◆当社の通信プラットフォーム機能は、既に提供しているISP接続インターフェースにより、他事業者も同等の機能が提供が可能となっていることから、通信プラットフォーム機能を新たに指定電気通信設備とする必要はないものと考えます。</p> <p>◆通信プラットフォーム機能のオープン化については、規制として導入するのではなく、ビジネスベースを基本としつつ、「オープン型モバイルビジネス環境」を実現する観点から、全ての携帯事業者が取組むべき課題であると考えます。その考え方は以下の通りです。</p> <p>(1)当社のオープン化への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、従前よりコンテンツ市場の活性化のため、iモードIDの提供(2008年4月~)等、認証・課金機能等のビジネスベースでの提供や自主的な取組みとしてISP接続インターフェースの提供(2002年1月~)を実施しているところですが、今後もユーザーニーズや事業者要望に応じ、プラットフォーム連携に取り組んでいきたいと考えております。</li> </ul> <p>(2)各事業者の自由な合意形成に委ねるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信プラットフォーム研究会 報告書」(以下報告書)において「各レイヤーのプレーヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進めることが必要」とされ、今後、民間主体のフォーラム等において関連事業者の自由な合意形成を図ることによる実現を図り、多様なコンテンツプロバイダー等の要望を踏まえつつ、必要な機能や実現方式等を検討していくこととなっております。</li> <li>・この様に、今後、通信プラットフォームを利用した多様なサービス提供が見込まれることから、サービスの萌芽期においては、規制として導入するのではなく、市場の発展を促すような仕組みが必要と考えます。</li> </ul> <p>(3)全ての携帯事業者に対し同等の枠組みを確保すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信プラットフォーム機能のオープン化については、報告書において、「各携帯事業者において同等の環境整備が図られると、プラットフォーム事業者が複数の携帯事業者のネットワーク上で事業展開を図ることが可能となる」とされている通り、全ての携帯電話事業者に対して同等のサービス提供が可能となる枠組みが求められているところであり、コンテンツビジネスの活性化を図る観点からも、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に限らず、全ての携帯事業者の取組みとして検討すべきと考えます。</li> </ul> <p>(4)主要諸外国においてもビジネスベースが基本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米各国においても、現在、ビジネスベースで市場の活性化が図られており、通信プラットフォームに関する規制は課されていないものと認識しております。</li> </ul>	<p>別紙 19,20</p>

## 「接続ルールの在り方」に対する当社意見（8/9）

総務省からの課題提起 (抜粋)		当社意見	別紙資料
(2) 紛争処理機能の強化等	P9～10 1)事業者ではないCP等を紛争処理委員会の対象とすること	6. 紛争処理機能の強化  ◆紛争処理機能の強化に向けて本提案募集において提起されている課題を検討するにあたっては、現状、電気通信事業法上、紛争処理は通信事業者間の紛争の解決スキームと位置付けられているところ、コンテンツプロバイダー等に対象の範囲を広げるにあたり、どこまでその対象範囲を拡大するかといった基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要であると考えます。	—
	2)事業者でないことに起因する不利益回避のため、事業法上の検討課題		
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方			
(1) 逆さや問題	P10～11 ①接続料で利益を稼ぐことを目的として、「不当に高額な接続料」を請求することは、接続の拒否事由に該当するか  ②不当に高額な接続料の判断基準、及び下記の考え方 ア. 規制が無い事業者は低廉化インセンティブが働きにくいこと イ. 高額接続料設定事業者は、利用者料金に転嫁の要否や転嫁した場合の利用者への影響	7. 不当に高額な接続料について  ◆3項で述べた通り、そもそも接続料の算定方法について、全ての携帯電話事業者に統一的に適用するルールを策定することが必要であると考えます。  ◆本提案募集に記載された課題についての当社の考え方は以下の通りです。 ①「不当に高額な接続料」を請求することが、接続拒否事由に該当するか否かは、接続事業者のユーザ料金設定における支障度合や経営状況に与えるインパクト等を踏まえ、ケースバイケースで判断されるべきであると考えます。 携帯事業者間の接続料水準については、現時点においても相当程度の格差が生じており、今後も合理的な根拠に基かない不当に高額な接続料が続く場合には、ユーザ利便に多大な支障が生じる接続拒否よりも、事業者間の同等性を担保するため、例えば、低減後接続料を適用しない(遡及精算は行わない)等の対応措置も、「不当な差別的取扱い」に該当しないものとして認められるべきものと考えます。 ②「不当に高額な接続料」の判断基準については、3項(1)①で述べた通り、着信先によらない統一的なユーザの料金設定に支障を与えない範囲であることが必要であると考えます。本提案募集にある通り、規制が課されない事業者は、ア 接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいことは否定し得ず、イ 高額な接続料を設定する一方、自社利用者料金を大幅に低減させることが可能となるが、接続相手事業者がその高額な接続料のためにそれがなし得ないとすると、公正な競争環境整備や接続相手事業者を利用するユーザの利便性に多大な影響を与える恐れがあるものと考えます。	別紙11

## 「接続ルールの在り方」に対する当社意見(9/9)

総務省からの 課題提起(抜粋)	当社意見	別紙資料
<p>(2)ビル&amp;キープ(B&amp;K)方式</p> <p>P11</p> <p>①B&amp;K方式における通信量の均衡・不均衡に係る基準について</p> <p>②B&amp;K方式での自網発着通信収入によるコスト回収の方法について</p> <p>③B&amp;K方式では、事業者ごとに接続料の算定方法に差異が生じること、及び均一料金である指定設備の接続料との関係の整理について</p>	<p>8. ビル&amp;キープ方式について</p> <p>◆ビル&amp;キープ方式の導入について、将来的な課題として整理を図ることが必要ですが、現状においても事業者間の合意形成が図られるのであれば、個別に導入することは否定されるものではないと考えます。検討に当たっての視点は以下の通りです。</p> <p>(1)ビル&amp;キープ方式には下記のメリットが存在</p> <p>①相手側の接続料設定に関わらず、自由なユーザ料金設定が可能</p> <p>②接続料水準に関する無用なトラブルが回避可能</p> <p>③接続料の精算コストが不要</p> <p>(2)主要諸外国においてもビル&amp;キープ方式の導入を検討</p> <p>・米国においては、ビル&amp;キープ方式の導入は事業者間合意に委ねられており、欧州においても、ビル&amp;キープ方式の導入が検討されております。</p> <p>◆導入にあたっての留意点としては、ビル&amp;キープ方式の合意が図られた事業者のコストを、ビル&amp;キープ方式を行わない事業者のコストに転嫁することは、厳に慎む必要があると考えます。</p>	—
<p>(3)固定・移動の融合等における接続ルールの在り方</p> <p>P11~12</p> <p>①今後の接続ルール・ドミナント規制の在り方を検討する際の視点(e.g. 固定・移動の融合、上位レイヤへのレバレッジ等)</p>	<p>9. 固定・移動の融合等における接続の在り方</p> <p>(1)FMC等新たな事業分野における規制の在り方</p> <p>◆FMC・通信プラットフォーム等新たな事業分野は事前に規制を課すのではなく、事後的に対処する等市場の自由な事業展開に委ねるべきと考えます。</p> <p>その理由は以下の通りです。</p> <p>①現行制度の下で公正な競争環境を確保</p> <p>・当社は通信プラットフォームのオープン化をニーズを踏まえつつ進めているところであり、コンテンツプロバイダー等が対等な関係で事業展開を行える環境を確保していることから、上位レイヤへのレバレッジが働いている状況には無いと考えます。</p> <p>②サービスメニューや利用者数が少ない等、揺籃期にあること</p> <p>・今後、携帯電話事業は、FMC・通信プラットフォームの連携や通信放送の融合等、新たな事業の展開・成長が見込まれておりますが、FMC等については未だサービスメニューが多様化しているとは言い難く、利用者数も極めて少ない状況にあります。現在、事業者が創意工夫によりサービスを創出している段階で、揺籃期に位置付けられるものです。</p>	別紙21
<p>②現行の接続ルール・ドミナント規制において、見直しが必要と考えられる事項</p>	<p>(2)見直しが必要となる事項</p> <p>◆接続ルール・ドミナント規制においては、1項で述べさせていただいた通り、現状の第二種指定電気通信設備制度の規制レベルについて、特定の事業者を適用対象とするのではなく、全ての携帯事業者に適用するよう見直していくことが適当であると考えます。</p>	—

平成20年2月9日  
株式会社NTTドコモ

**「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方  
に関する提案募集」当社意見 別紙**

# (1) 指定電気通信設備制度導入の趣旨

- ・ 第一種指定設備は、相当規模の加入者回線からなる不可欠設備を有する事業者が、接続協議において圧倒的に優位な立場に立ち得ることを鑑み、特別な接続として措置するもの。
- ・ 一方、第二種指定設備は、代替性があり不可欠設備に該当しないが、相対関係において強い交渉力を有する事業者が、接続事業者を市場から排除することのないための最低限の担保措置。

	不可欠設備の該当性	規制の趣旨
第一種指定電気通信設備（NTT東西）	<p>◆電気通信サービスの利用者は、加入者回線）で事業者のネットワークとつながっており、利用者間で通信を行う場合、途中でどのようなネットワークを経由しても、最終的には加入者回線を経由しなければ当該利用者にはつながらない構造となっている。</p> <p>このため加入者回線を有する事業者は、接続の提供という観点からは、当該加入者回線によりネットワークにつながれている利用者に対する他事業者からのアクセスを独占しているとみることができる。</p> <p>このように、<u>加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠である。</u></p> <p>「接続ルールの基本的ルールの在り方について(平成8年12月9日)」P12</p>	<p>◆不可欠設備との接続条件は、競争の促進及び利用者利便の増進の観点から極めて重要なものとなっている。</p> <p>また、相当規模の加入者回線を有する事業者は、<u>接続協議において圧倒的に優位な立場に立ち得ることから、事業者間協議により合理的な条件に合意することが期待しにくい構造となっている。</u></p> <p>したがって、このようなネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、競争を促進しかつ、利用者利便の増進を図るため特別な接続ルールを策定し、当該事業者に適用していくことが必要である。</p> <p>「接続ルールの基本的ルールの在り方について(平成8年12月9日)」P12</p>
第二種指定電気通信設備（フレッツ・KDDI）	<p>◆移動体通信事業者の設備は、次の理由から不可欠設備とは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信市場においては、固定網とは異なり、<u>電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること。</u></li> <li>・ 固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、<u>且つその設備も各社が遜色なく全国にエリア拡大されており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること</u></li> <li>・ 移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下(平成11年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対し、<u>移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと。</u></li> </ul> <p>「接続ルールの見直しについて(平成12年12月21日)」P11～12</p>	<p>◆当該事業者が多数の加入者を直接収容することから、他の事業者は当該事業者との接続を行わなければ多数の加入者との間で通信が行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる。当該事業者はそれと接続する事業者との相対関係において強い交渉力を有することになり、<u>交渉上の優位性によって不当な差別的取扱いや原価(適正な報酬を含む。)を上回る接続料が設定されたりすることがあれば、他の事業者は市場から容易に排除されてしまう可能性がある。</u>また、一方の側で多数の加入者を収容しているために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側にしか働かないような状況では交渉自体がとすると遅延し、市場の参入に支障を来す可能性もある。</p> <p>こういった虞を排し、各事業者の円滑なサービス提供を確保するためには、こういった市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、<u>接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要。</u></p> <p>「接続ルールの見直しについて(平成12年12月21日)」P13</p>

## (2) 日本における電気通信事業者の規制体系

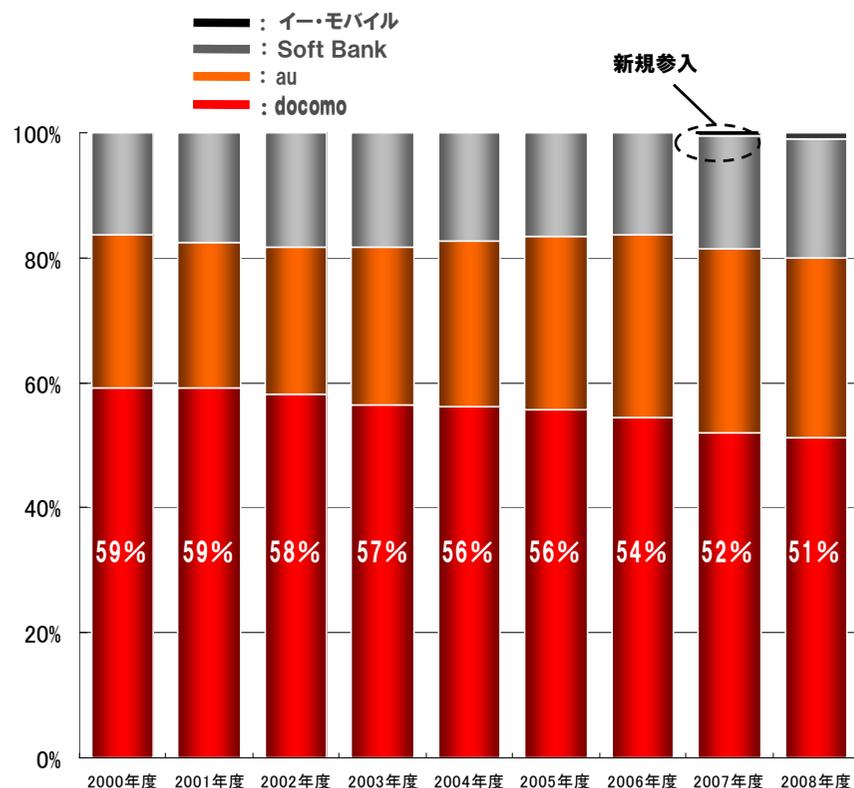
- ・ 設備の不可欠性に基づき第一種指定設備を有する事業者は、他の事業者と異なり、アンバンドル提供義務や接続約款の認可、会計分離等厳しい義務等が課されている。
- ・ 第二種指定設備を有する事業者は、円滑な接続のための最低限の担保措置として、接続約款の作成・公表やコストに準じた接続料金設定義務が課されている。
- ・ しかしながら、第二種指定に係る規制レベルは、全ての事業者に適用することが適切と考える。

		非対称規制事業者			左記以外の事業者	
		固定	移動体			
指定基準		第一種指定電気通信設備	第二種指定電気通信設備			
		加入者回線網シェア50%超	特定移動端末シェア25% かつ売上高シェア25% 超その他事情を勘案			
対象事業者		NTT東西	ドコモ	KDDI		
接続規制	接続義務	相互接続	○	○	○	○
		MVNO	○	○	○	○
	アンバンドル提供義務	○	×	×	×	
	接続約款作成・公表		○	○	○	×
		認可	○	×	×	×
	適正な接続料金設定	○(LRIC)	○	○	○	×
	公平性・無差別性の確保	○	○	○	○	×
会計分離	○	×	×	×	×	
行為規制	情報の目的外利用	○	○	×	×	
	不当な差別的取り扱い	○	○	×	×	
	製造・販売業者等への不当な干渉	○	○	×	×	
	サービス別収支会計報告・公表	○	○	×	×	

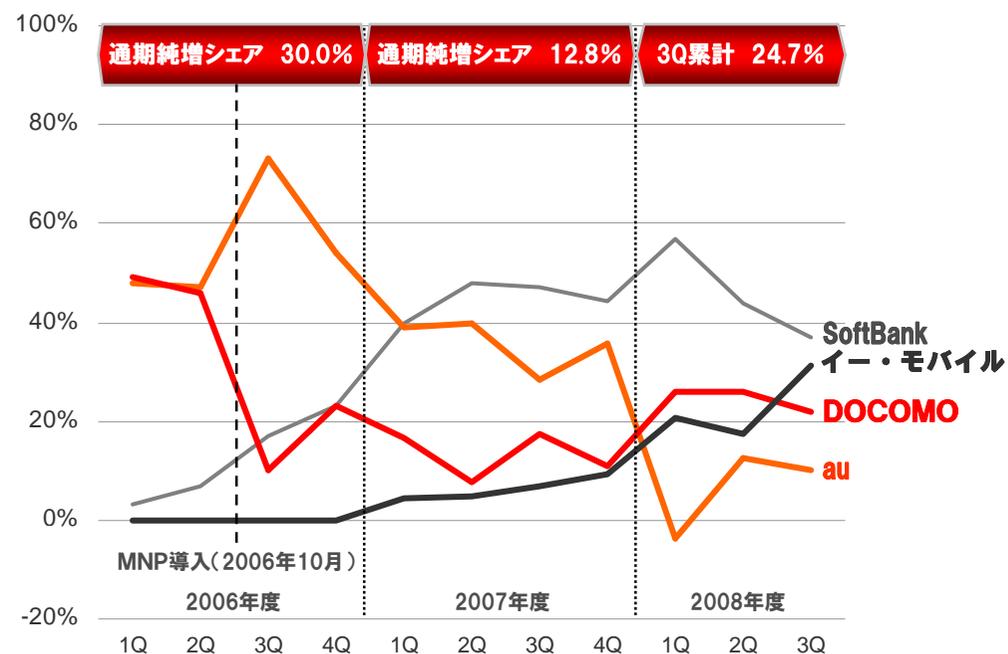
### (3) 携帯電話市場におけるシェア推移

- ・ 携帯電話市場においては、MNP以降競争の激化により、純増シェア変動が著しい。その結果、当社のシェアは大きく減少。

■ 総契約シェア (2008年度は12月末現在)



■ 純増シェア

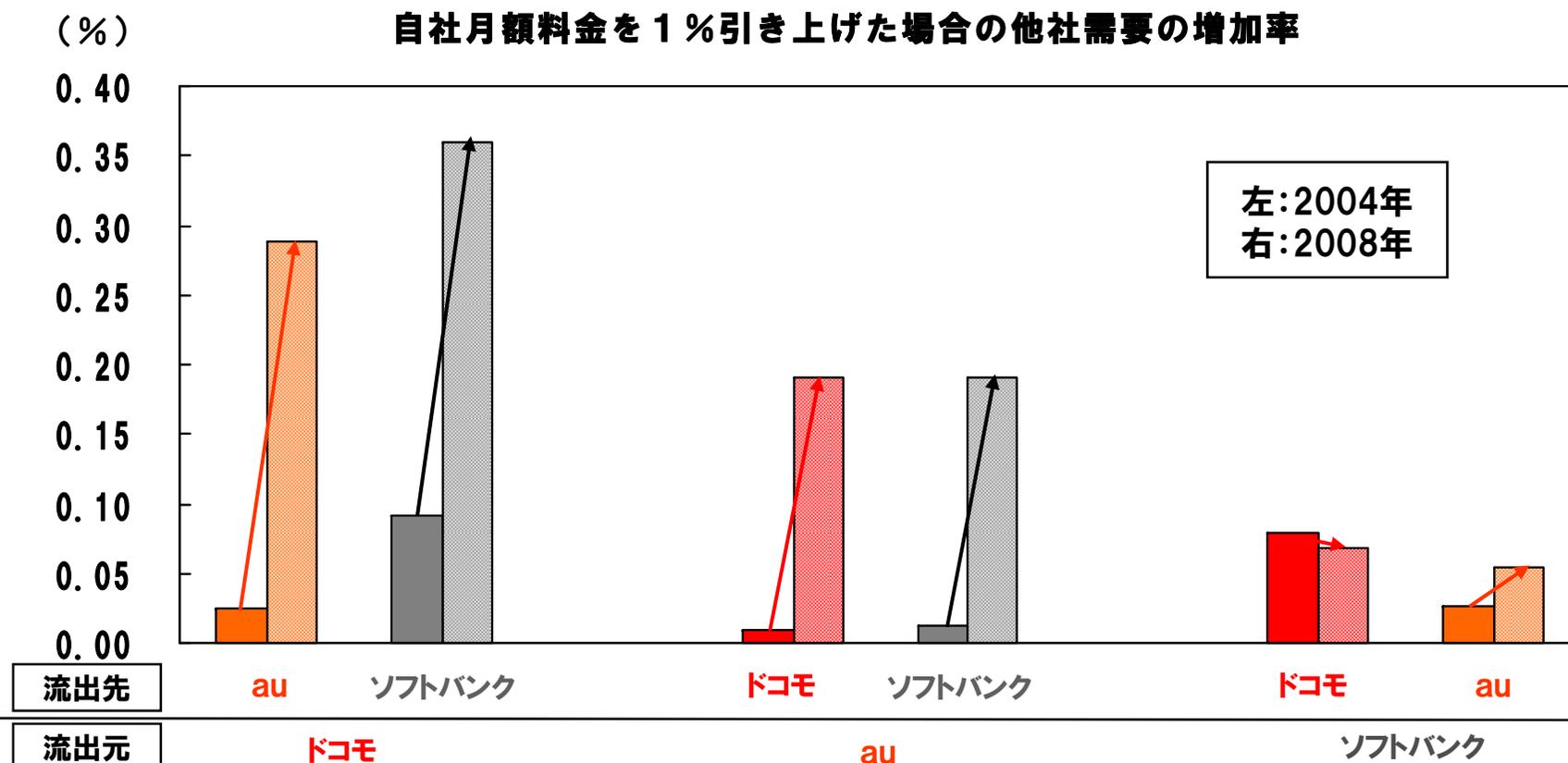


出典:TCA

※MVNOの契約数は、MNOに含めている。

## (4) ドコモの市場支配力の動向

- ・ 携帯電話市場における価格弾力性に関する調査によれば、2004年に比べ2008年においては、ドコモが価格を引き上げた場合、他社へ流出する割合が大幅に上昇している。
- ・ これは、ドコモから他社への需要の代替性が増加し、ドコモが価格を維持できる力が弱まっていることを示している。
- ・ このように、ドコモの市場支配力は低下傾向にある。



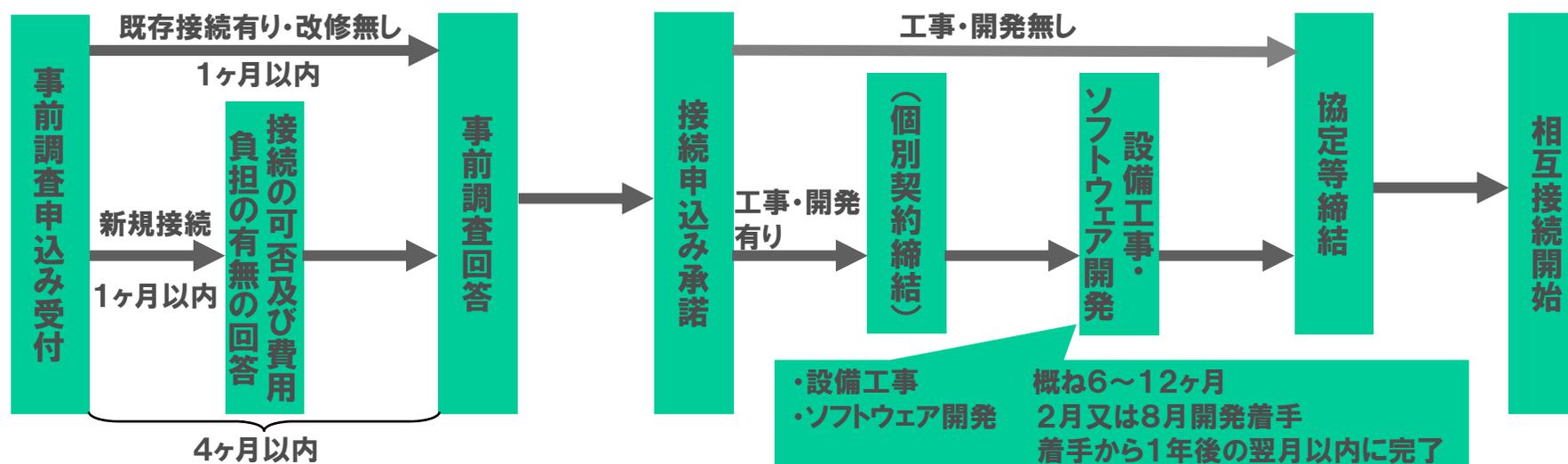
出典:2004年 京都大学依田教授と総務省共同研究(2004.9)

2008年 情報通信総合研究所野口氏による調査(2009.2)[依田教授と総務省の共同研究の手法に準拠して調査を実施]

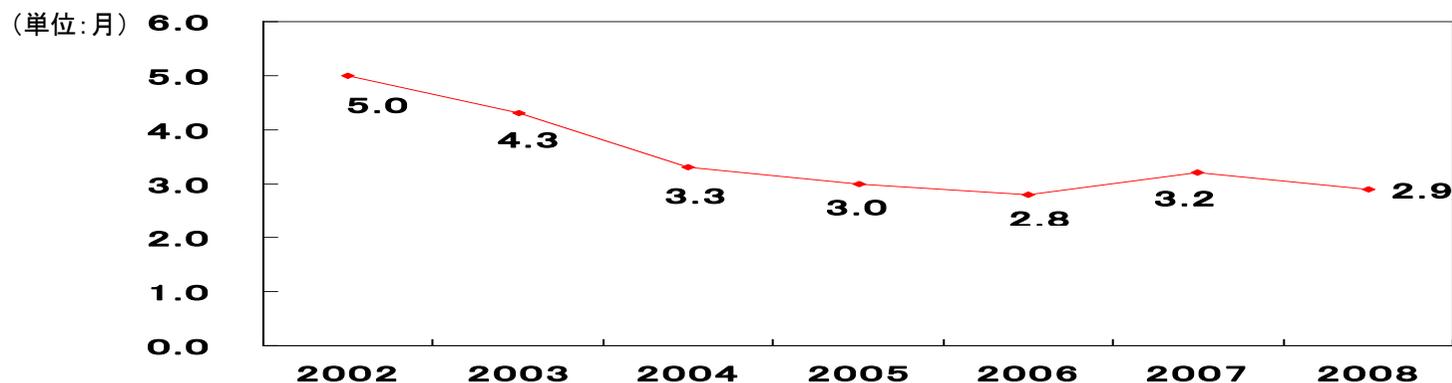
## (5) 当社の接続の円滑化に対する取組み

- 当社は接続約款を策定し、接続に必要な手順や期間および費用等について公開することで、他事業者が円滑に接続をできる環境を提供。

### 接続手順イメージ



### 事前調査申し込みから接続までの平均期間の推移



※紛争案件除く

※2008年度は12月末現在

## (6) MVNOに対する取組み

- MVNO事業者の需要に応ずるために、専用の問い合わせ窓口や接続約款・卸契約約款を策定・公表し、MVNO提供までの円滑化を図っている。

時期	内容
平成20年7月	<p>接続か卸かを問わずMVNOに関する一元的な窓口を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•mvno@nttdocomo.co.jp(NTTドコモ 企画調整室)</li> </ul>
平成20年8月	<p>帯域幅接続に関する接続約款を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•10Mbpsあたり 1500万円(月額)</li> <li>•1回線あたりの管理機能 110円(月額)</li> </ul>
平成20年12月	<p>卸データFOMAサービスに関する卸契約約款を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•対象料金プラン データプランバリュー(SS, S, M, L, LL)</li> <li>•割引率 契約期間条件なし 25% 契約期間条件あり 35%(最低1001回線～)</li> <li>•割引対象 基本使用料、国内パケット通信料</li> </ul>

## (7) MVNOの参入状況

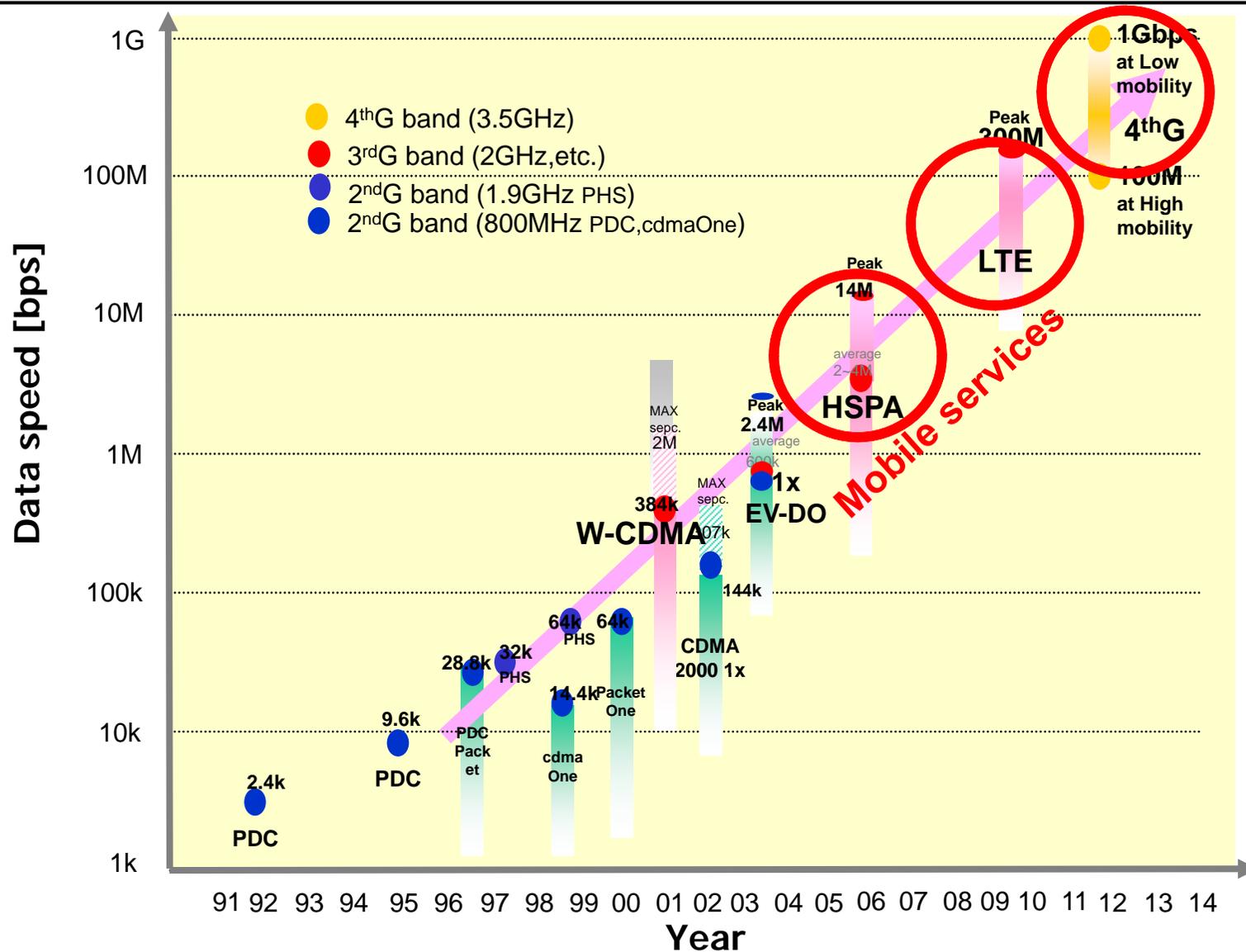
- MVNO要望に対し、積極的に対応し、多様なサービスを実現。
- 今後もMVNOによる新規参入は更に増加していく見込み。

社名	サービス概要(各社HPより)	事業開始時期	提供形態
象印マホービン	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話、PCで確認可能	開始済	卸役務
日本通信	iモード端末へのiモード代替ISPサービス提供	07/12	接続
IIJ	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/01	卸役務
アッカ・ネットワークス	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/06	卸役務
NTTコミュニケーションズ	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/07	卸役務
日本通信	法人・個人向けUSB型データ通信サービス	08/08	接続
富士通	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/10	卸役務
ノキアジャパン	VERTUブランドによる高級端末	09/2Q予定	卸役務
日本通信	i-mate社(ドバイ)製のスマートフォン	未定	未定

⇒ この他、10社以上からMVNO提供の要望あり

## (8) LTE等による技術革新・設備の高度化

- ・ 携帯電話は技術革新や設備の高度化が急速に進展しており、ネットワークの進化が続いている。



## (9) 設備投資

- ・ FOMAネットワークは面的拡大を終え、設備投資は一巡したが、サービスレベル(高速化・大容量化等)の質的向上のために 約7,000億円規模の設備投資を継続。

FOMAネットワークの面的拡大期

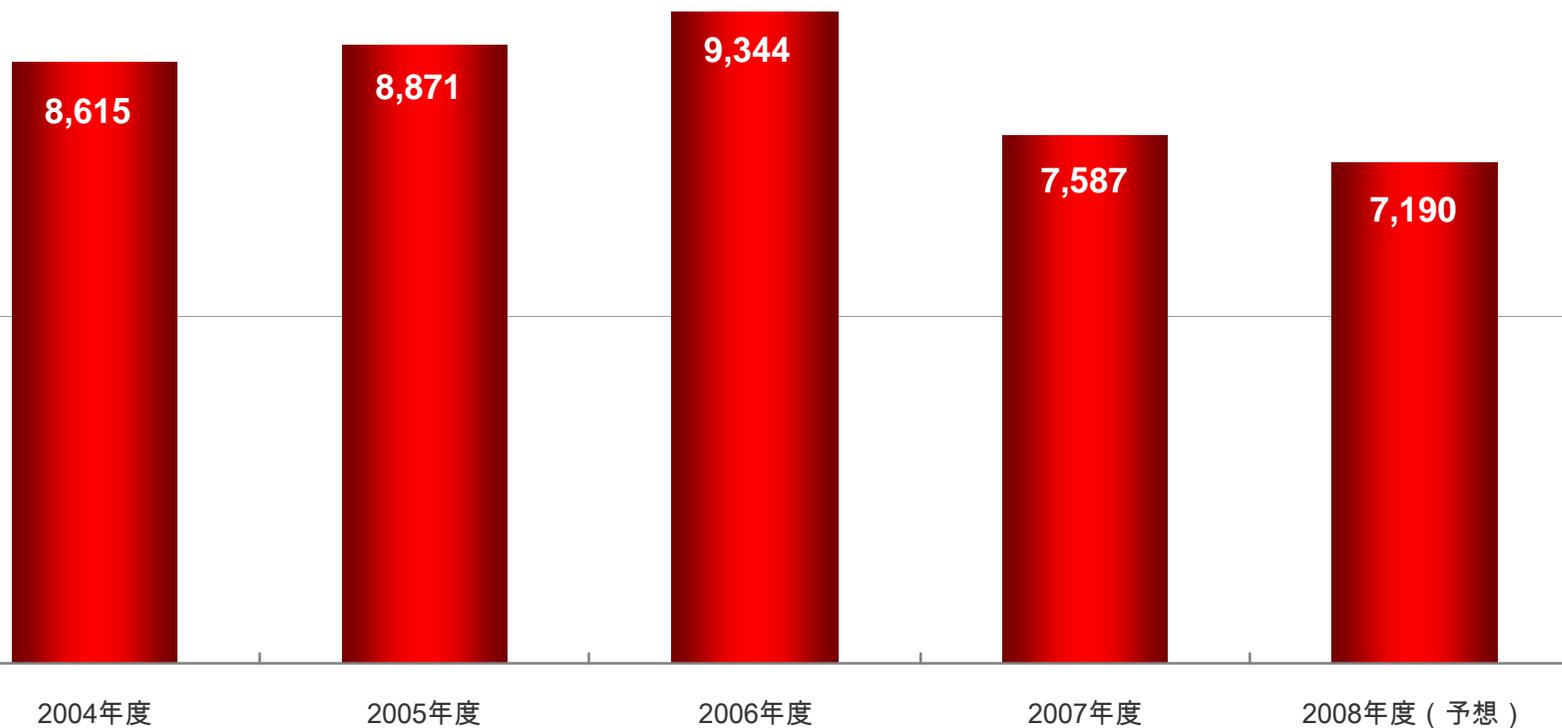
質的向上期

(単位:億円)

10,000

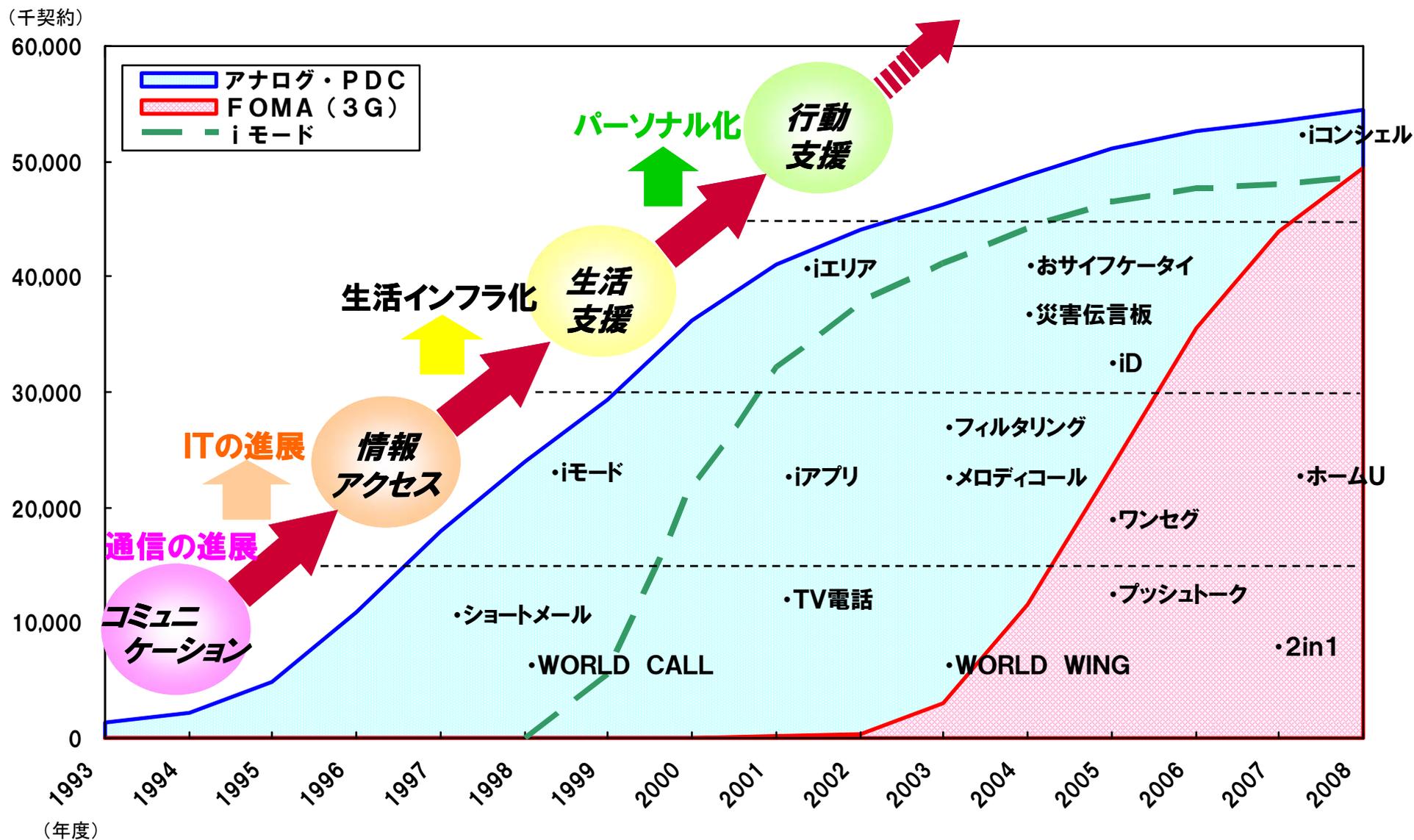
5,000

0



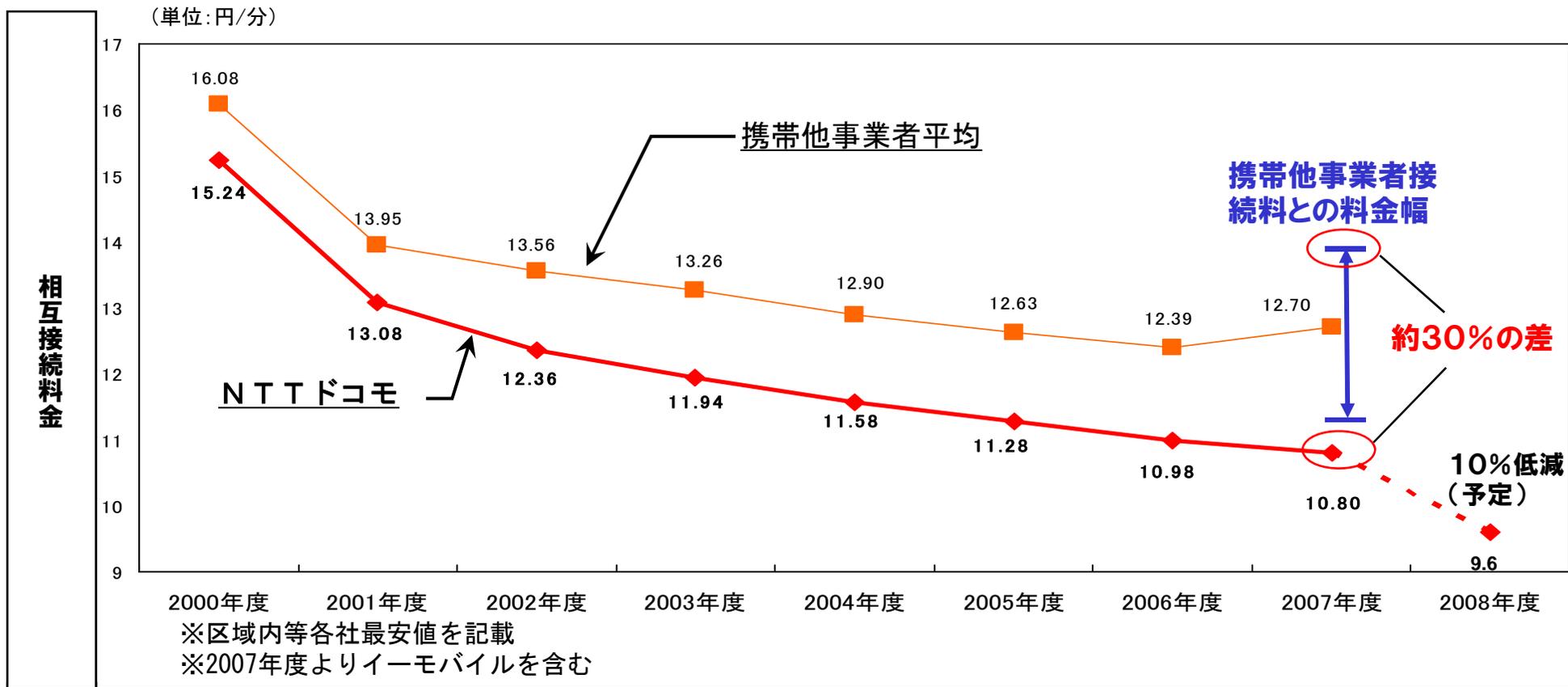
## (10) サービスの多様化

- ・ 当社はサービスの多様化に取組み、契約者数の拡大を図るとともに、市場全体の拡大に貢献。



# (11) 携帯接続料金の推移

- ・ 当社はコスト的に一定の制約はあるものの、接続料金の低廉化に努めている。
- ・ 一方、各社の取組みの差異から、各社間の接続料金水準の格差は、拡大傾向にある。



MVNO 向け 帯域 料金	課金単位(月額)	料金
	10Mb/s	1500万円
	1回線あたりの管理機能	110円

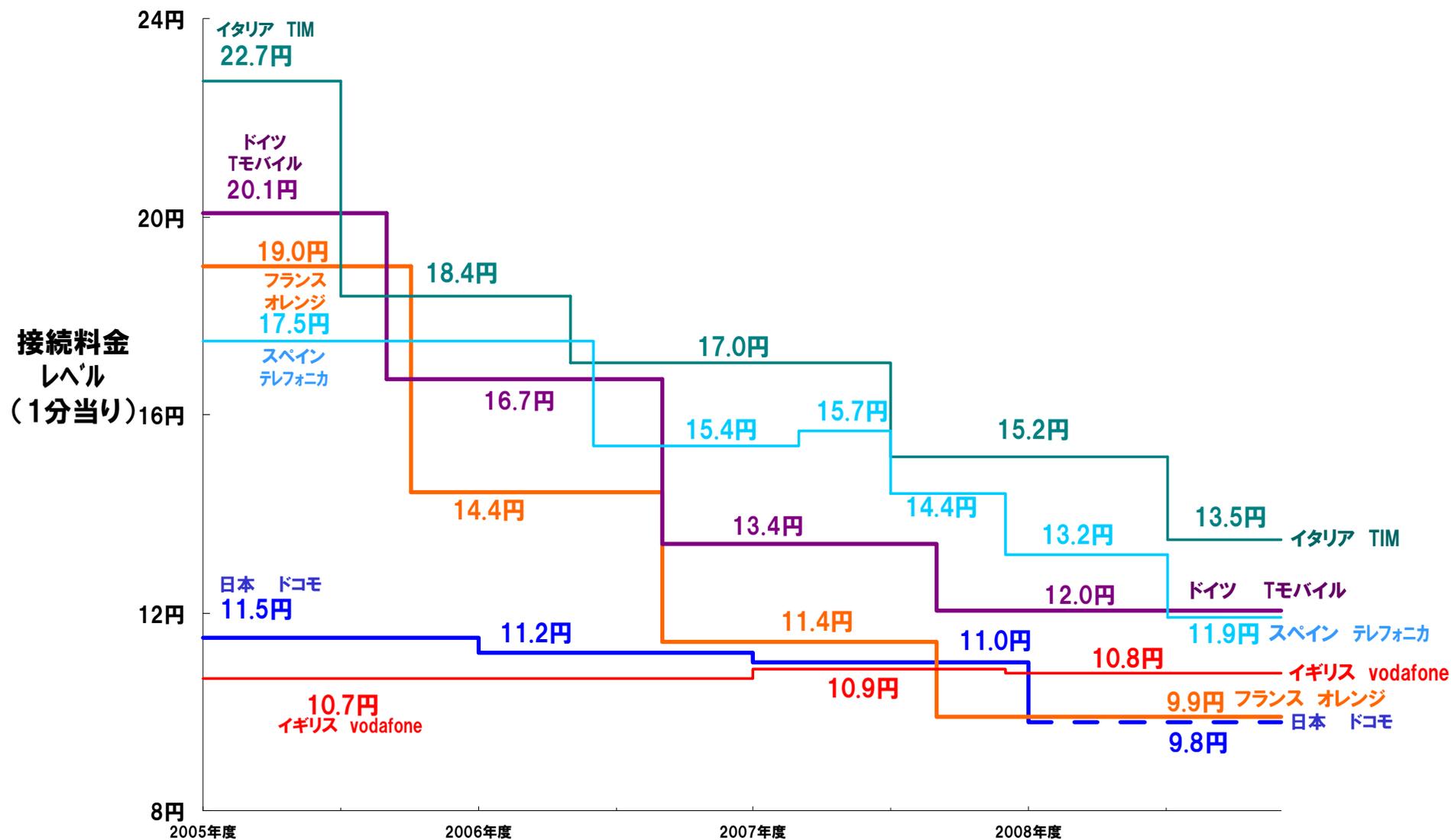
※左記の他に下記の費用等が必要

- ・ 10Mb/sを超える1Mb/sあたり 150万円/月
- ・ 課金情報提供機能 16円/回線・月

【2008.8公表】

## (12) 諸外国との接続料金比較

- ・ 当社の接続料は海外と比較し、遜色のない水準にある。
- ・ なお、米国の携帯電話においては、ぶつ切り料金設定となっており、接続料金の概念がない。



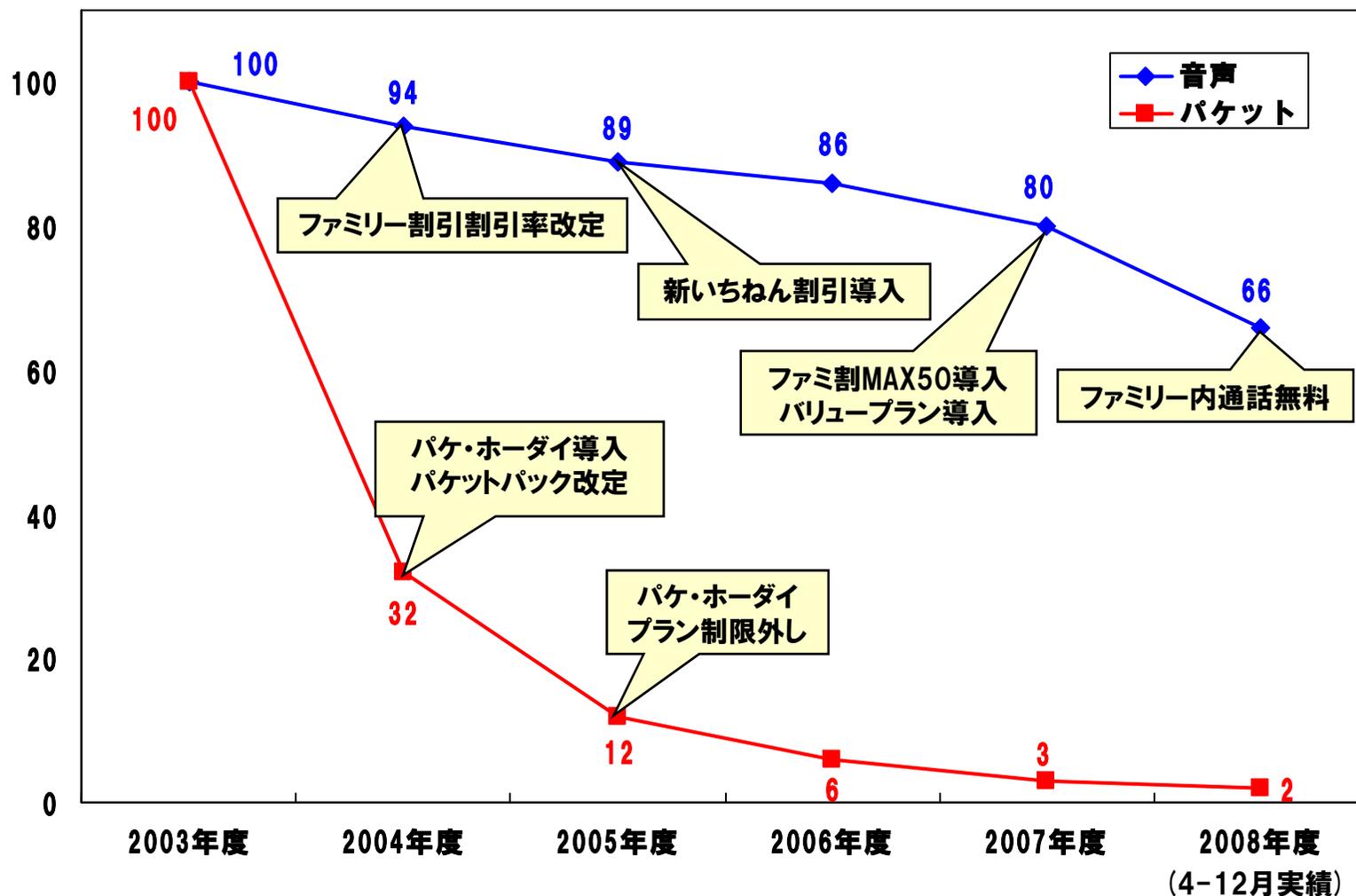
為替レート 1ユーロ=152.07円、1ポンド=190.58円（2008年平均）

出典:実績値:Ovum-Interconnect

## (13) ユーザ料金の単位あたり水準の推移

- ・ 当社は、割引サービスの導入等により、ユーザー料金の低減に努めている。

<2003年度を100とした場合の推移>

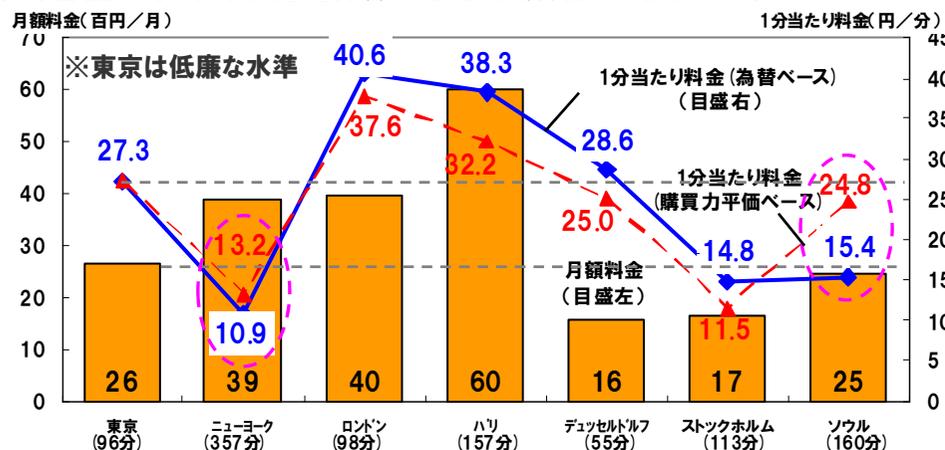


# (14) 諸外国とのユーザ料金水準比較

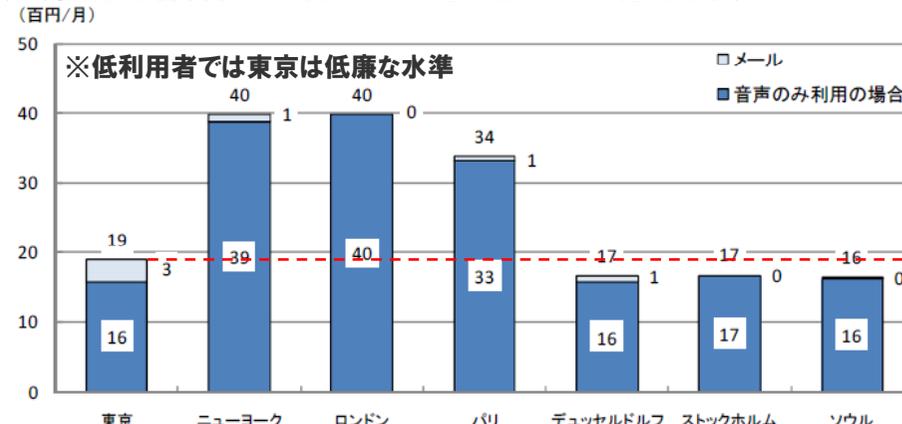
総務省の内外価格差調査においては、

- ①音声のみの平均的な利用分数による比較(グラフA)においては、月額が「低廉」、1分あたりは「平均的」な水準という評価。1分あたり料金の割安なニューヨーク、ソウルとの差は、為替レートではなく購買力平価でみると縮小し、加えて家族内通信無料化による低廉化により、更に縮小。
- ②パケットやメールも含めた各利用モデルにおける比較(グラフB~D)においては、東京は「低廉～平均的な水準」という評価。

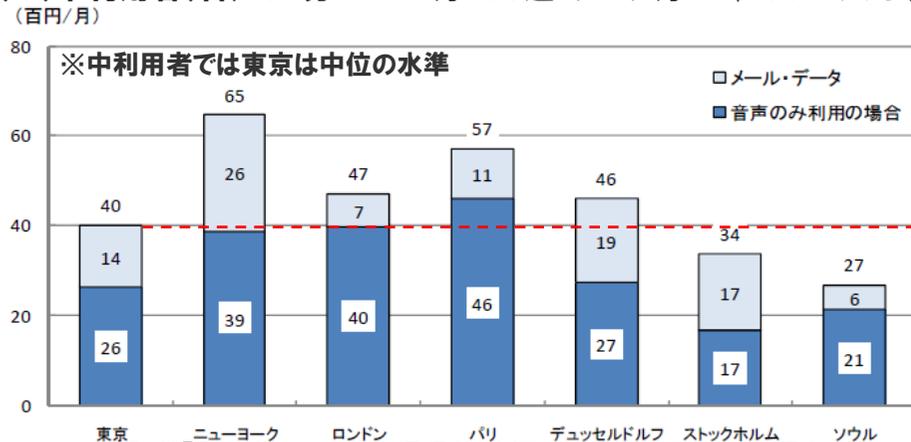
(A)各国の平均的な利用分数による比較(音声利用のみ)



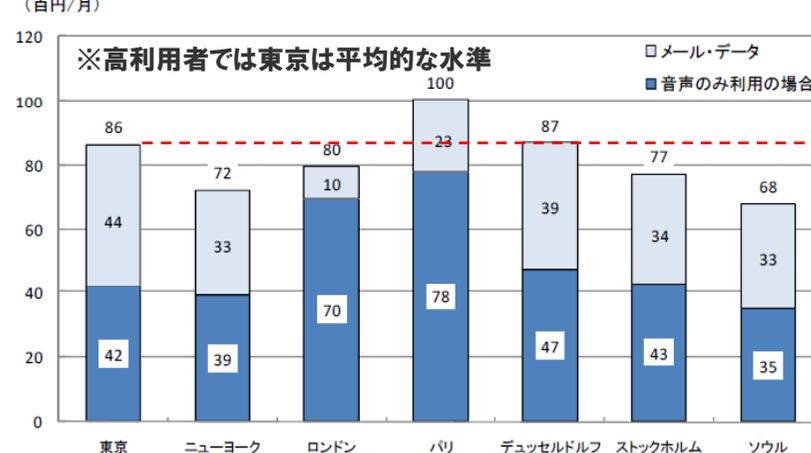
(B)低利用者(音声44分・メール月6通・データ利用なし)



(C)中利用者(音声96分・メール月100通・データ月16,000パケット)



(D)高利用者(音声246分・メール月300通・データ月670,000パケット)



出典:総務省「平成19年度電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」より

# (15) 欧米各国の規制状況比較

- ・各国とも移動体と固定の規制水準には差が設けてある。
- ・一方、そもそも相互接続に関する規制については、全般的に欧米各国の方が緩やか、もしくは、ほぼ同等レベルとなっている。

		日本		米国		英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
		移動	固定	移動	固定	移動	固定		移動	固定		移動	固定		移動	固定		移動	固定	
<b>非対称規制事業者</b>		NTTドコモ KDDI	NTT 東西	なし	ILECs (既存固定電話事業者)	SMP 全事業者	SMP 以外なし	BT キングストン	SMP 全事業者	SMP 以外なし	FT	SMP 全事業者	SMP 以外なし	DT	SMP 全事業者	SMP 以外なし	TI	SMP 全事業者	SMP 以外なし	テレフォニカ
<b>接続規制</b>	相互接続義務	○ (限定的な拒否事由に該当しない限り応じる義務)	○ 同左	－	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務。コケーション含む)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左
	発信・アクセス (MVNO等)	○	○	－	○	×	○	△ (SFRのみ免許条件に基づき卸提供)	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
	アンバンドル提供義務 (省令等による機能細分化、事前料金公表)	×	○	－	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○
	接続規約	○	○	－	○	○ (料金のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認可	×	○	－	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	適正な接続料金設定	○ (適正な原価に適正な利潤を加えたもの)	○	－	○	○ (プライスカップ)	○	○	○	○	○	○ (事前認可)	○	○	○ (プライスカップ)	○	○	○	○ (プライスカップ)	○
	公平・無差別性確保	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会計分離	×	○	－	○	×	○ (情報提供を行うが公表なし)	○	○	×	○ (コスト提示あり、ただし公表なし)	○	×	○ (コスト提示あり、ただし公表なし)	○	×	○ (コスト提示あり、ただし公表なし)	○	×	○ (コスト提示あり、ただし公表なし)
<b>ローミング</b>	×	－	○ (周波数割当同一地域は適用外)	－	×	－	○ (3G事業者は免許条件として新規事業者に対する6年間の提供義務あり)	－	×	－	×	－	×	－	○ (シェア第2位のVodafoneは免許条件として新規事業者に対する提供義務あり)	－	－	－	－	

※固定の規制は主に、EU規制枠組みにおける市場3「固定個別網通話着信」のSMP規制を対象とする。

## (16) EUにおけるSMP事業者の規制対象とされる固定／移動体関連市場

- EUの2007年改定勧告では、小売市場が7から1へ、卸売市場が11から6へと大幅に削減された。
- うちブロードバンド・専用線を含む固定通信に関連する市場は6つ、移動体に関連する市場は、移動体着信市場1つのみである。

【変更前 2003年～】

分野	固定／移動	市場	
小売市場	固定	1	固定公衆網アクセス(住宅)
		2	固定公衆網アクセス(非住宅)
		3	固定公衆網による市内・国内電話サービス(住宅)
		4	固定公衆網による国際電話サービス(住宅)
		5	固定公衆網による市内・国内電話サービス(非住宅)
		6	固定公衆網による国際電話サービス(非住宅)
	専用線	7	専用線の最小限の一式
卸売市場	固定	8	固定公衆網通話発信
		9	個別固定公衆網通話着信
		10	固定公衆網における中継サービス
		11	卸売アンバンドルアクセス
	ブロードバンド	12	卸売ブロードバンドアクセス
	専用線	13	専用線の卸売終端セグメント
		14	専用線の卸売中継セグメント
	移動	15	移動体公衆網のアクセス・通話発信
		16	個別移動体公衆網への音声着信
		17	移動体公衆網における国際ローミングの国内卸売
	放送用伝送	18	エンドユーザーへの放送コンテンツ伝送サービス

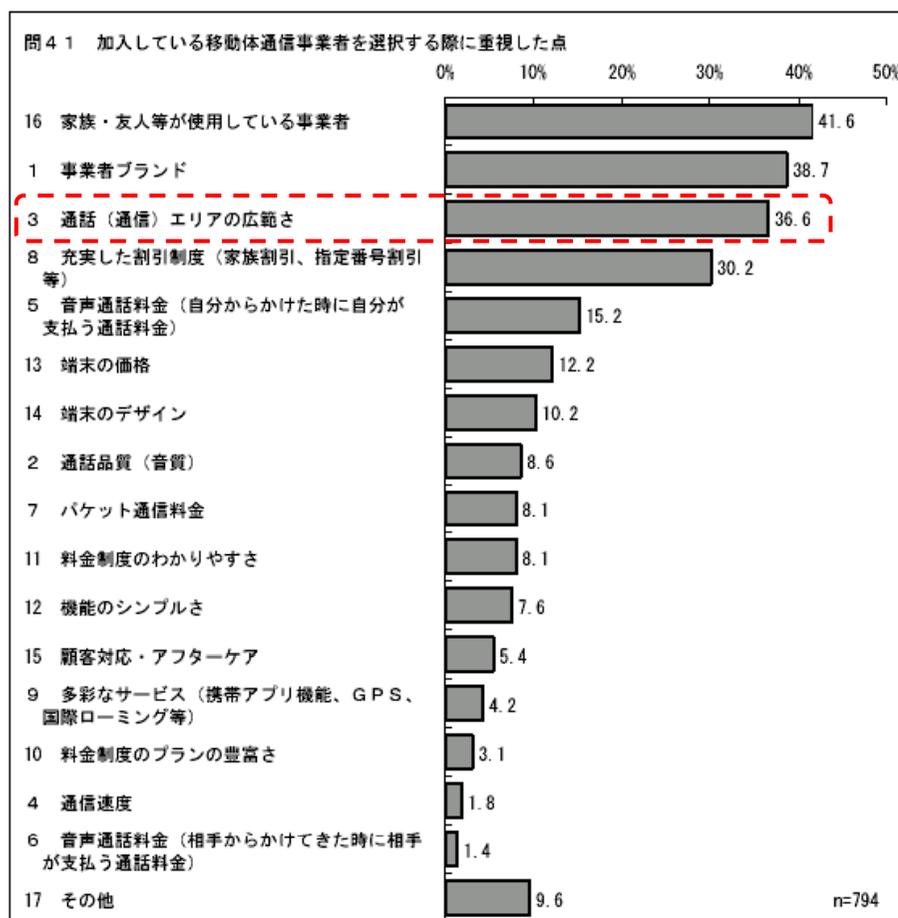
【変更後 2007年～】

分野	固定／移動	市場	
小売市場	固定	1,2	固定公衆網アクセス(住宅)
		8	固定公衆網通話発信
卸売市場	固定	9	個別固定公衆網通話着信
		11	卸売アンバンドルアクセス
		12	卸売ブロードバンドアクセス
	専用線	13	専用線の卸売終端セグメント
	移動	16	個別移動体公衆網への音声着信

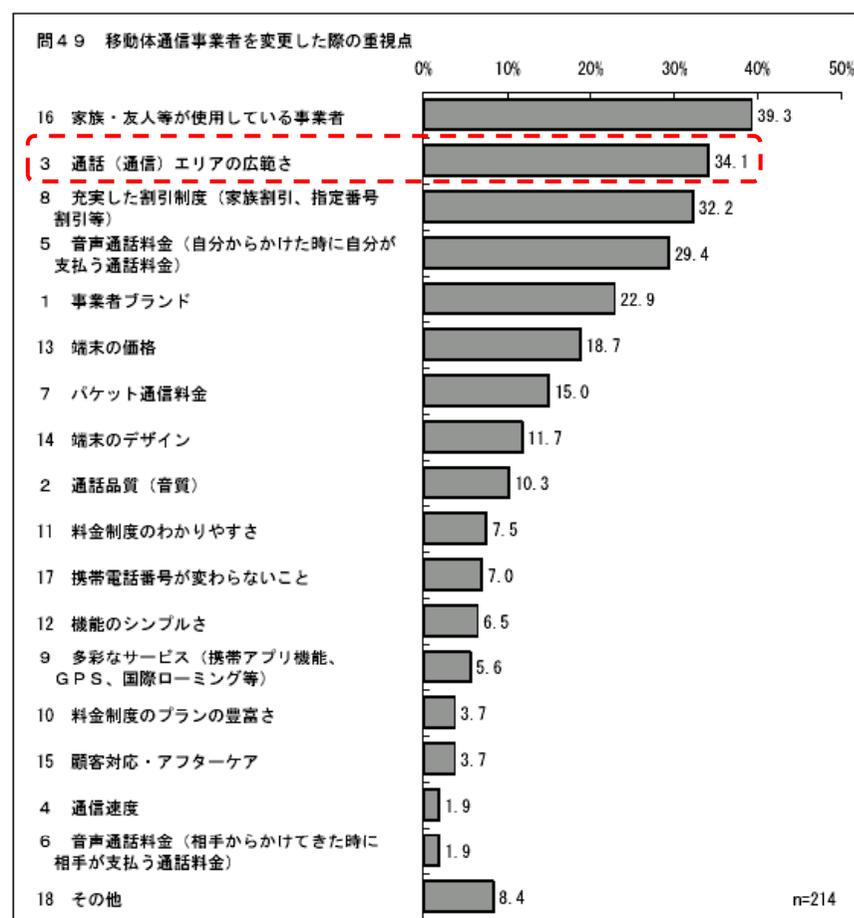
## (17) 携帯電話事業におけるエリアの重要性について

- 1/3以上のユーザは、現在加入しているキャリアおよびキャリア変更を行った際に重視した点として、「エリアの広さ」を挙げている。

【現在加入キャリア選択時の重視点】



【キャリア変更時の重視点】



出典：平成19年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果（総務省）

## (18) イーモバイルへのローミング提供

- 新規参入事業者はエリア展開にハンディを負っていることに鑑み、当社は、エリア補完のためのローミングを実施している。

### 2008年3月28日よりイーモバイルはローミングサービス開始

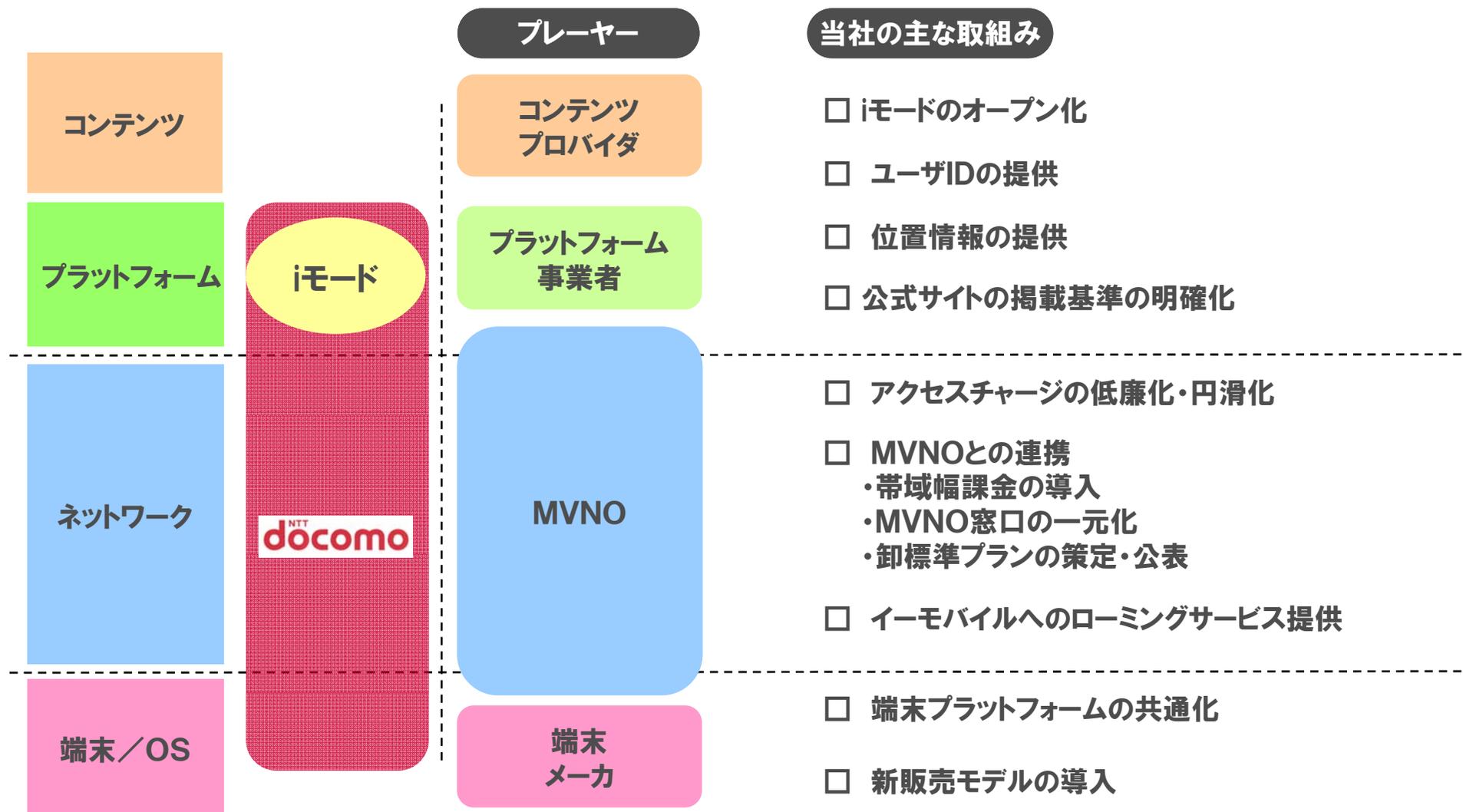
項目	提供条件
サービス提供	ドコモ（音声、64kb/sデジタル通信、パケット通信、SMS）
契約形態	イーモバイルユーザとドコモの個別契約
提供期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内ローミングは2010年10月末までの提供予定</li> <li>ただし、国内ローミング提供各道県において、イーモバイルサービスの人口カバー率が50%を超えた時点で、ローミングサービスは終了予定。</li> </ul>
提供エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道（札幌近郊を除く）</li> <li>東北地方5県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県）</li> <li>関東・甲信越地方1県（長野県）</li> <li>北陸地方3県（富山県、石川県、福井県）</li> <li>中国地方5県（鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県）</li> <li>四国地方4県（香川県、愛媛県、徳島県、高知県）</li> <li>九州・沖縄地方7県 （大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）</li> </ul> <p>※2008年10月末現在</p>



出典：イーモバイル総合カタログより

## (19) レイヤー別に見たオープン化等の取組み

- 当社は、ネットワークレイヤーをはじめ、様々なレイヤーにおいて、他事業者との積極的な接続や協働関係の構築により、プレーヤーの拡大を図り、移動体通信市場拡大に寄与。

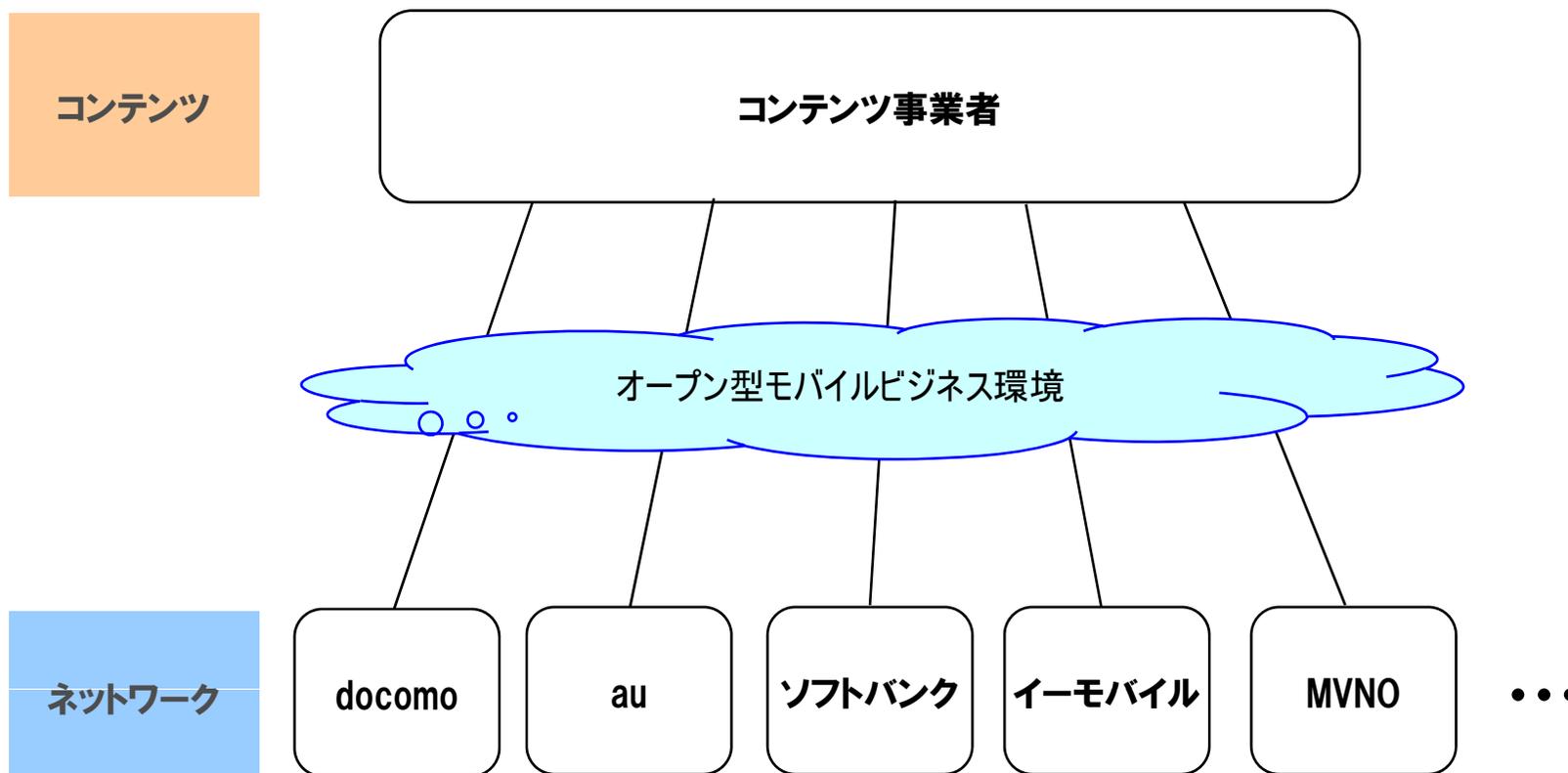


## (20) 通信プラットフォームのオープン化

通信プラットフォームのオープン化については、通信プラットフォーム研究会報告書において、

- ① 今後民間主体のフォーラム等において、関連事業者の自由な合意形成を図ることにより、必要な機能や実現方式等を検討。
- ② 「オープン型モバイルビジネス環境」により、各携帯電話事業者において同等の環境整備が図られると、コンテンツ事業者は、複数のネットワーク上で事業展開を図ることが可能であり、コンテンツビジネスの活性化を図る観点からも、全ての携帯電話事業者が取り組むべきである。

とされている。



## (21) FMCサービスの状況

- 各社より提供されているFMCサービスは携帯・固定間の料金の割引や一括請求がほとんどであり、サービスが多様化しているとは言い難い。
- 本格的なFMCに位置づけられるホームUサービスは、サービス開始(2008年6月)後間もなく、契約規模は小さい。(1,000契約未満、2008年12月末現在)

サービス(提供事業者)	サービスの組合せ
KDDIまとめて請求 (KDDI)	 <p>■KDDIからお届けする固定通信サービス「メタルプラス電話・ADSL one・ひかりone (au one net)・マイライン等(0077国内電話、001国際電話、0077携帯宛電話など)」の請求書と、「auケータイ」の請求書をひとつにまとめるもの。</p>
auまとめてトーク (KDDI)	 <p>■「KDDIまとめて請求」等をご利用した場合、「auおうち電話」※から「auケータイ」及び「auおうち電話」※への国内通話が24時間無料。 また、自宅の電話が「auおうち電話」※の場合、「auケータイ」から自宅への国内通話が24時間無料。 ※「ひかりone電話サービス」、「メタルプラス電話」等のKDDI固定電話サービス(マイラインを除く)</p>
ホワイトコール24 (ソフトバンクBB・ソフトバンクモバイル)	 <p>■ソフトバンクBB050番号の固定IP電話とソフトバンクモバイル携帯電話間の国内通話が24時間無料※。 ※ソフトバンクBB「Yahoo! BB ADSL」等及びソフトバンクモバイル「ホワイトプラン」に加入し、ホワイトコール24への申込みが条件。</p>
ホワイトライン24 (ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル)	 <p>■ソフトバンクテレコムの固定電話とソフトバンクモバイル携帯電話間の国内通話が24時間無料※。 ※ソフトバンクテレコム「おとくライン」等及びソフトバンクモバイル「ホワイトプラン」に加入し、ホワイトライン24への申込みが条件。</p>
ホームU (NTTドコモ)	 <p>■「Bフレッツ」等のブロードバンド回線網とNTTドコモ携帯電話網を併用するサービス。ホームUで接続した場合、パケット通信無料で高速パケット通信を利用可能。 また、ホームU利用者がホームU以外のサービスへIP電話で通話する場合、FOMA通話料より約3割安い通話料を適用。更に、ホームU利用者間でIP電話として通話する場合、24時間通話無料。</p>
iモード.net(NTTドコモ)	 <p>■インターネットを介して、PC端末においてiモードメールが送受信可能。</p>
J:COM MOBILE(J:COM)	 <p>■J:COMのサービス(Net、CATV電話、TV等)のいずれかとPHSをセットで加入することにより、基本料金が割引。</p>
BT Fusion (BT)	 <p>■端末が外出先ではGSM携帯電話として機能し、家庭やオフィスでは固定電話として機能。ネットワークの自動切替を具備。</p>
Fast Forward (AT&T Mobility LLC)	 <p>■在宅時、クレードルに携帯電話機を入れておくと、携帯あての着信をあらかじめ登録した自宅の固定電話機に転送。</p>

出典:2008.11 2008競争評価概要(案)(総務省)